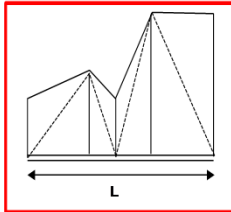
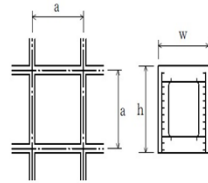
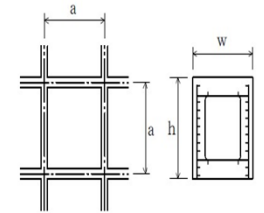


法枠工 (埋設打設枠工) (埋設吹付枠工)	のり長	治山 $SB < 10m$	-100以内	各測点及び変化点で計測	検査記録票 出来形図	項目以外の枠内吹付、ラス張等についての管理は、15、16及び共通事項の管理基準を準用する。
		治山 $SB \geq 10m$	-200以内			
		林道 $SB$	-2%以内			
	面積 (A)	設計数値以上				
	幅 (w)	-30以内	枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1箇所につき、2箇所。			
	高さ (h)	-30以内				
	吹付枠中心間隔 (a)	$\pm 100$ 以内				
	延長 (L)	-200以内	1箇所毎			
架延長 (法枠工の設計数量を架全延長で計上している場合に適用する)	施工延長 $\geq$ 設計延長	全施工延長について展開図により測定する。				



法枠工 (埋設打設枠工) (埋設吹付枠工)	のり長	治山 $SB < 10m$	-100以内	各測点及び変化点で計測	検査記録票 出来形図	項目以外の枠内吹付、ラス張等についての管理は、15、16及び共通事項の管理基準を準用する。
		治山 $SB \geq 10m$	-200以内			
		林道 $SB$	-2%以内			
	面積 (A)	設計数値以上				
	幅 (w)	-30以内	枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1箇所につき、2箇所。			
	高さ (h)	-30以内				
	吹付枠中心間隔 (a)	$\pm 100$ 以内				
	延長 (L)	-200以内	1箇所毎			



改正後

現行

工種	項目	規格値	測定基準	記録方法	測定箇所等
地拵え	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。
植栽	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。

工種	項目	規格値	測定基準	記録方法	測定箇所等
地拵え	地拵え面積	-1%以内	周囲測量 ただし、現場状況により全測点杭の確認によることができる。	測量野帳 設計図・写真	起工測量時も可とする 写真撮影箇所は監督員の指示による。
植栽	植栽面積	-1%以内	周囲測量 ただし、現場状況により全測点杭の確認によることができる。	測量野帳 設計図・写真	起工測量時も可とする 写真撮影箇所は監督員の指示による。

改正後

現行

植 栽	本数	設計数値以上	標準地を設定(1団地当り) 標準地の面積及び箇所数 面積は 200㎡(10m×20m等)程度とする。 箇所数は 1ha未満は 2箇所以上 1ha以上は 1haに付き 1箇所以上	検査記録票 出来形図	標準地の設定箇所は監督員と協議のうえ決定する。ただし、特に指定のない場合は、施工地に均等に配置する規格値は、標準地の平均とする。
	苗木規格	設計数値以上	植栽後、植栽本数の0.5%以上	検査記録票	
	植付け穴	穴径の-5cm以内	植栽本数の0.1%以上	検査記録票	
下 列	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は 出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を 検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなった場合は、必ず復元する。

植 栽	植栽本数	設計数値以上	標準地を設定(1団地当り) 標準地の面積及び箇所数 面積は 200㎡(10m×20m等)程度とする。 箇所数は 1ha未満は 2箇所以上 1ha以上は 1haに付き 1箇所以上	検査記録票 出来形図	標準地の設定箇所は監督員と協議のうえ決定する。ただし、特に指定のない場合は、施工地に均等に配置する規格値は、標準地の平均とする。
	苗木規格	設計数値以上	植栽後、植栽本数の0.5%以上	検査記録票	—
	植付け穴	穴径の-5cm以内	植栽本数の0.1%以上	検査記録票	
下 列	下列面積	-1%以内	周囲測量 ただし、現場状況により全測点杭の確認にすることができる。	測量野帳 設計図・写真	起工測量時も可とする 写真撮影箇所は監督員の指示による。

D-32

獣害防除 面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は 出来形測量を行っ た場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。	獣害防除 獣害防除面積 -1%以内 周囲測量 ただし、現場状況により全測点杭の確認によることができる。 測量野帳 設計図・写真 起工測量時も可とする 写真撮影箇所は監督員の指示による。
					雪起し 雪起し面積 -1%以内 周囲測量 ただし、現場状況により全測点杭の確認によることができる。 測量野帳 設計図・写真 起工測量時も可とする 写真撮影箇所は監督員の指示による。
雪起し 面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は 出来形測量を行っ た場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。	

除伐、つる切	面積	設計値(設計範囲)	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。	検査記録票	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。
		ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	測量野帳(測量した場合)	測量はポケットコンパスを使用する。測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。
設計図・写真					
施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。					

除伐、つる切	除伐、つる切面積	-1%以内	周囲測量 ただし、現場状況により全測点杭の確認によることができる。	測量野帳 設計図・写真	起工測量時も可とする 写真撮影箇所は監督員の指示による。
--------	----------	-------	-----------------------------------	----------------	---------------------------------

本数調整伐 (間伐)	伐採率又は残存本数指定	面積	設計値(設計範囲)	全測点の確認。ただし、一部の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。	検査記録票	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。
			ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。

本数調整伐 (間伐)	伐採率又は残存本数指定	調整伐面積	-1%以内	周囲測量 ただし、現場状況により全測点杭の確認によることできる。	測量野帳 設計図・写真	起工測量時も可とする 写真撮影箇所は監督員の指示による。
		伐採状況(伐採率指定の場合)	伐採率 ±5%	標準地を設定(1団地当り) 標準地の面積及び箇所数 面積は 200㎡(10m×20m等)程度とする 箇所数は 1ha未満は 1箇所以上 1ha以上は 2haに付き 1箇所以上	検査記録票 出来形図	標準地の設定箇所は監督員と協議のうえ決定する。ただし、特に指定のない場合は、施工地に均等に配置する。 規格値は、標準地の平均とする。
	(残存本数指定)		残存本数の±10%			

枝落し (枝打ち)	<u>面積</u>	<u>設計値(設計範囲)</u> <u>ただし起工測量又は</u> <u>出来形測量を行っ</u> <u>た場合は-1%以内</u>	<u>全測点の確認。ただし、一部の周囲測量又</u> <u>は測点を復元した場合は前視と後視の高低角</u> <u>及び方位角の差が±1° 以内、点間距離(斜</u> <u>距離)が±10cm以内とする。</u> <u>また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉</u> <u>合差が図上距離の総和の100分の1以内とす</u> <u>る。</u>	<u>検査記録票</u>  <u>測量野帳(測量した</u> <u>場合)</u>  <u>設計図・写真</u>	<u>施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を</u> <u>検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量</u> <u>野帳に記載。</u>  <u>測量はポケットコンパスを使用する。</u>  <u>測点杭の写真撮影については、森林整備業務写</u> <u>真管理基準のとおりとする。</u>  <u>施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必</u> <u>ず復元する。</u>
--------------	-----------	---	---	---	--

枝落し	枝落し面積	-1%以内	周囲測量 ただし、現場状況により全測点	測量野帳	起工測量時も可とする
-----	-------	-------	---------------------	------	------------